



資料 3

横須賀・三浦地域における 医療的ケア児等コーディネーター配置・運用方法について

1 - 1 コーディネーターの配置・運用方法について

1 設置・運営主体

- 👉 **横須賀・三浦地域** ※試行運転中（R4）は、県が主体となる
(横須賀市、鎌倉市、逗子市、三浦市、葉山町)
- 👉 医療的ケア児等コーディネーター養成研修を修了した相談支援専門員、保健師、訪問看護師をはじめとした専門職を「コーディネーター」として配置する

【参考】

地域の実情を踏まえ、圏域ごとに議論し、主体を選定することを想定

※県は、各市町村の配置状況を把握し、その圏域の配置のバランス等を考慮しながら、配置のサポートを行う。

1 - 2 コーディネーターの配置・運用方法について

2 配置・運用方法

事業所・法人等（以下、「事業所等」という）へ委託

- ・医療的ケア児等コーディネーター養成研修修了者が所属する事業所・法人等への委託を想定。
※詳細は後述（スライド4～）

3 活用できる国庫補助

国庫補助（厚生労働省 医療的ケア児等総合支援事業）

- ・基準額 約5,000千円、補助率1/2 ※令和3年度時点

○メニュー

- ・医療的ケア児等コーディネーターの配置
- ・医療的ケア児等コーディネーター間や相談支援専門員との情報交換や症例検討の場の設置 .etc

2 配置・運用に係る課題について

配置・運用に係る課題

- ・ **各市町村、事業所・法人等を越えた活動体制が実現できるか**
- ・ **医療的ケア児等コーディネーター養成研修修了者が「コーディネーター」として、地域に位置付けられ、協働して活動できる体制ができるかどうか**

3 本事業の対象と配置・運用方法について（案）

御議論いただきたい事項②

3-1 本事業の対象について

本事業の対象（案）

○対象

横須賀・三浦障害保健福祉圏域内に居住する医療的ケア児等※とその家族及び医療的ケア児等の支援を実施する関係機関等

横須賀・三浦地域の行政で把握している医療的ケア児数

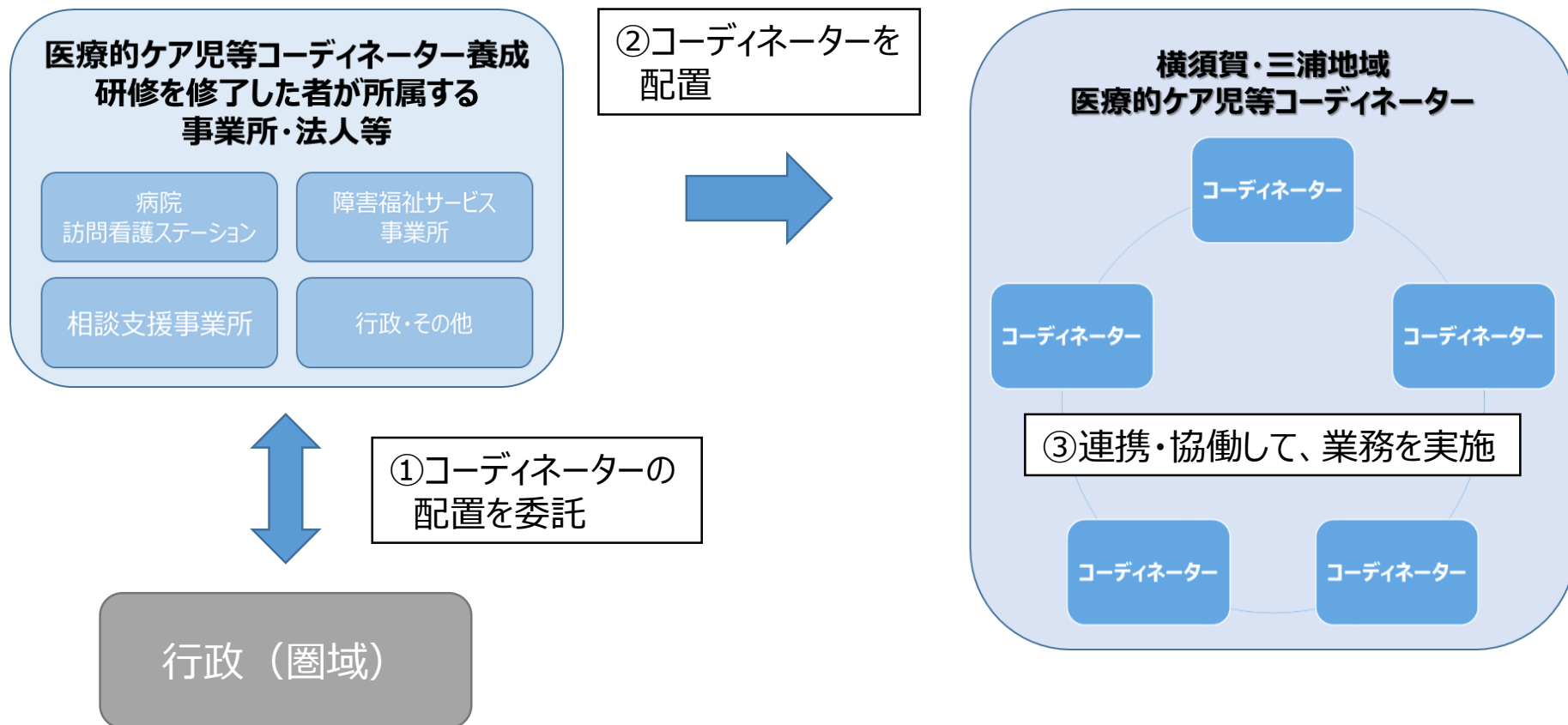
→ **69名**（厚労省調査、R3.4.1時点）

（横須賀市：45人、鎌倉市：12人、逗子市：7人、三浦市：4人、葉山町：1人）

※【医療的ケア児等の定義】（医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律第2条2項）

日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケアを受けることが不可欠である児童（18歳未満の者及び18歳以上の者であって高等学校等（学校教育法に規定する高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部をいう。）に在籍するもの。

3-2 配置・運用方法について（概要図）



3-3 配置・運用方法について

概要

- 行政は、事業所・法人等に、
「コーディネーター」の配置を委託し、「コーディネーター」は、資料2記載の役割・業務を担う
 - ・委託先は、医療的ケア児等コーディネーター養成研修を修了した者が所属する事業所・法人等を想定
 - ・委託を受けた事業所・法人等は、医療的ケア児等コーディネーター養成研修を修了した者を「コーディネーター」として、配置する（複数名、配置することを見込む）
- 配置された「コーディネーター」は、他のコーディネーターと、資料2記載の業務を連携・協働して、実施する。

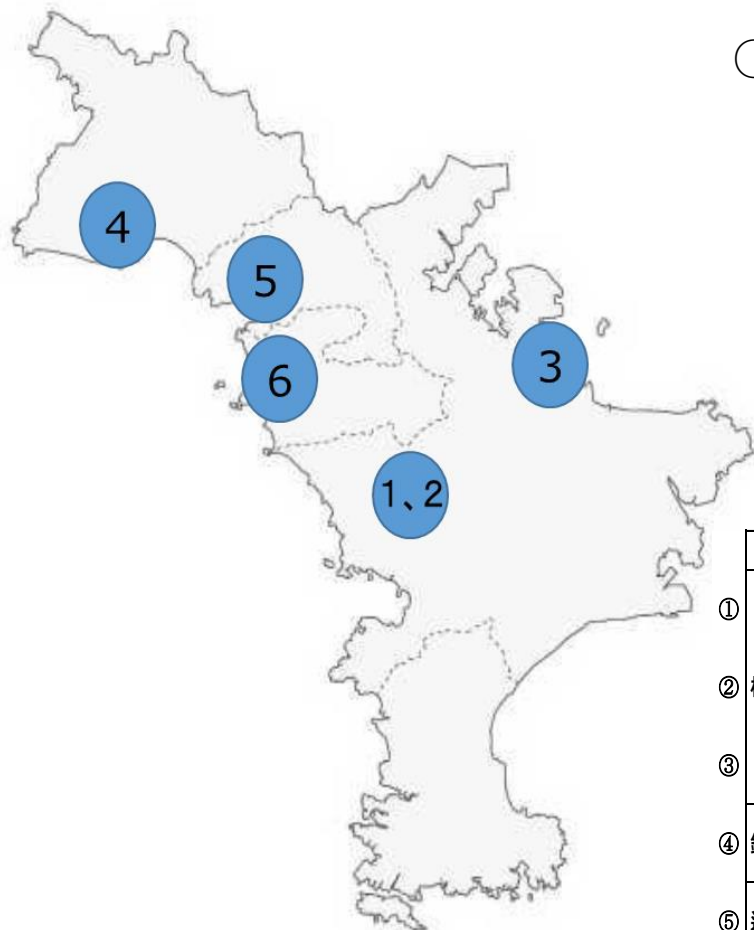
事務局として想定する論点

- 👉 **資料 2 記載の役割・業務内容を実施するにあたり、コーディネーターを何人配置すればよいか**
- 👉 **配置されたコーディネーター同士が、連携・協働して業務できるようにするために、必要なことは何か**

参考1 コーディネーター養成研修修了者所属等一覧（R3.4月時点）

○コーディネーター養成研修修了者数

横須賀市：3人
 鎌倉市：1人
 逗子市：1人
 三浦市：0人
 葉山町：1人



※イメージ図

所在地	所属事業所・法人等	サービス等種別
①	(社福) みなと舎 ライフゆう	計画相談支援 障害児相談支援
②	横須賀市 (社福) みなと舎 支援センターライフゆう	医療型障害児入所施設 療養介護
③	(社福) 青い鳥 横須賀市療育相談センター	計画相談支援 障害児相談支援
④	鎌倉市 (社福) 聖テレジア会 鎌倉療育医療センター-小さき花の園	計画相談支援 障害児相談支援
⑤	逗子市 (社福) 湘南の凧 支援センター凧 (逗子市・葉山町基幹相談支援センター)	計画相談支援 障害児相談支援
⑥	葉山町 葉山町こども育成課	行政

※県障害福祉課HP 掲載（令和3年4月時点）

参考2 横須賀・三浦地域における医療的ケア児等の推計値

実数調査及び生活実態調査

(1) 実施概要

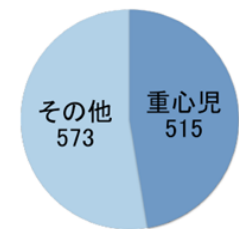
- こども医療センターの医療機関ネットワークを活用し、県内の研修指定医療機関38箇所へ調査票を配布し、調査を実施。
- ※調査対象は配付38機関+こども医療センターの計39機関

(2) 内容

- 対象：外来で在宅療養指導管理料を算定している18歳以下の患者
- 質問項目：居住市、年齢、性別、医療ケアの種類 等

(3) 結果 総数 1,088名(回答施設数:31施設)(H27.12時点)

<疾患区分>



<市町村別対象患者数>

横浜市	515
川崎市	99
相模原市	74
藤沢市	68
横須賀市	58
平塚市	40
茅ヶ崎市	39
大和市	25
鎌倉市	21
小田原市	19
厚木市	15
海老名市	13
綾瀬市	10
秦野市	9

伊勢原市	8
座間市	8
寒川町	8
逗子市	7
中郡	5
葉山町	4
三浦市	4
足柄上郡	3
愛甲郡	2
箱根町	1
南足柄市	1
湯河原町	1
県外	31

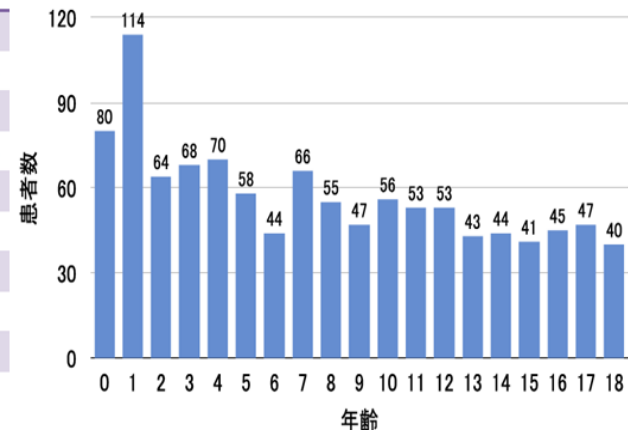
※ 県外内訳

町田市17、それ以外の東京都8、埼玉県3、千葉県2、秋田県1(県内1057例)

<医療ケア別患者数>

医療的ケア	延べ患者数
気管切開	205
人工呼吸 (TPPV)	78
人工呼吸 (NPPV)	35
酸素	408
胃瘻	305
腸瘻	9
人工肛門	5
自己導尿	180
腹膜透析	5
高カロリー輸液	11

<年齢分布>



⇒ **横須賀・三浦地域の医療的ケア児等推計：94名 (H27.12月時点)**